

四日市市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月29日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第54号

四日市市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

四日市市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（昭和60年四日市市規則第6号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(特別休暇)</p> <p>第14条 条例第11条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1)から(8)まで (略)</p> <p>(9) 生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 1日2回それぞれにつき30分を超えない範囲で必要な期間（男性職員にあっては、その子の当該職員以外の親（当該子について民法第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第14条 条例第11条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1)から(8)まで (略)</p> <p>(9) 生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 1日2回それぞれにつき30分を超えない範囲で必要な期間（男性職員にあっては、その子の当該職員以外の親（当該子について民法第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第</p>

3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4に規定する里親である者を含む。)が当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)

(10) (略)

(11) 男性職員の配偶者が出産する場合であってその出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(条例第4条の2第1項において子に含まれるものとされる者を含む。以下同じ。)(配偶者の子及び児童福祉法第6条の4に規定する里親である職員に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている児童を含む。)を養育する職員が、

3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親若しくは同条第1号に規定する養育里親である者(同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組によって養親となることを希望している者として委託することができない者に限る。)を含む。)が当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)

(10) (略)

(11) 男性職員の配偶者が出産する場合であってその出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(条例第4条の2第1項において子に含まれるものとされる者を含む。以下同じ。)(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日以内

<p>これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日以内</p> <p>(12) 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子及び<u>児童福祉法第6条の4</u>に規定する里親である職員に<u>同法第27条第1項第3号の規定により委託されている児童</u>を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして市長が定めるその子の世話をを行うことをいう。）のために勤務しないことが相当であると認められるとき 1の年度において5日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間</p> <p>(13)から(20)まで (略)</p> <p>2から5まで (略)</p>	<p>(12) 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして市長が定めるその子の世話をを行うことをいう。）のために勤務しないことが相当であると認められるとき 1の年度において5日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間</p> <p>(13)から(20)まで (略)</p> <p>2から5まで (略)</p>
--	--

改正後
<p>別表第2（第14条・第15条関係（忌引日数表）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">(略)</div> <p>備考</p> <p>1 <u>この表の忌引は、本人の申請日（死亡又は死亡の翌日）から日数欄に掲げる連続する期間とする。ただし、日数欄中の日数が1日の場合は、本人の申請する日に受けることができるものとする。</u></p> <p>2 <u>死亡した人欄に掲げる子には、条例第4条の2第1項において子に含まれるものとされる者及び児童福祉法第6条の4に規定する里親である職員に同法第</u></p>

27条第1項第3号の規定により委託されている児童を含む。

改正前

別表第2（第14条・第15条関係（忌引日数表）

（略）

備考 この表の忌引は、本人の申請日（死亡又は死亡の翌日）から日数欄に掲げる連続する期間とする。ただし、日数欄中の日数が1日の場合は、本人の申請する日に受けることができるものとする。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

（総務部人事課）